

【火災共済】

1. 共済加入できる財産

- (1) 共済契約者・配偶者の所有する居住用建物、同一敷地内の納屋・物置・車庫及び建物内に収容されている動産
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者が現に居住（同居）している建物及びその建物内に収容されている動産

2. 共済金の支払対象事故

- (1) 火災による損害
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂又は爆発による損害
- (4) 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊による損害
- (5) 風災、水災又は雪災による損害（損害額が20万円未満の場合は免責）
- (6) 地震（津波を含む。）又は噴火によって生じた共済事故に該当する事故による損害（地震等災害共済金の対象となる。）

3. 風水雪害特約共済

給付対象損害を風・水・雪害に限定し、加入時に「風水雪害特約共済」を付した共済契約については、損害額が建物50万円以上、動産20万円以上の場合に、損害額の100分の50又は共済金額の100分の50のいずれか少ない額を限度に風水雪害特約共済金を給付する。